

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第10号

八幡浜市保健福祉総合センター駐車場内において発生した接触事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年7月3日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

[Redacted]

2 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 平成30年5月15日午後3時00分ごろ、八幡浜市松柏乙1107番地（八幡浜市保健福祉総合センター駐車場内）において、市所有の車両が後進した際に、後方不注意により、左斜め後方に停止中の相手方車両の右前部に接触し、損害を与えた。

このため、民法（明治29年法律第89号）第715条第1項の規定に基づき、車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。

(2) 相手方は、今後いかなる事情が発生しても、その余の請求を行わない。

(3) 損害賠償の額 94,230円

